

○米子市議会政務活動費の交付に関する条例

(平成17年4月15日・条例第207号)

目次

第1章 総則 (第1条)

第2章 政務活動費の交付

第1節 政務活動費の額 (第2条)

第2節 政務活動費を充てることができる経費の範囲 (第3条)

第3節 会派に交付する政務活動費 (第4条―第8条)

第4節 議員に交付する政務活動費 (第9条―第11条)

第5節 政務活動費の交付の手續等 (第12条―第15条)

第6節 収支報告書の提出等 (第16条)

第7節 交付決定の取消し (第17条)

第3章 政務活動費の返還 (第18条―第22条)

第4章 透明性の確保 (第23条)

第5章 雑則 (第24条・第25条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項の規定に基づき、米子市議会の議員(以下単に「議員」という。)により結成された会派(米子市議会基本条例(平成26年米子市条例第10号)第4条第1項の会派をいい、以下単に「会派」という。)又は議員に対し、その調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として米子市議会政務活動費(以下「政務活動費」という。)を交付するものとし、同法第100条第14項及び第15項の規定により当該交付並びに当該交付を受けた政務活動費に係る収入及び支出の報告書の提出に関し必要な事項のほか、同条第16項の規定による政務活動費の使途の透明性の確保に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 政務活動費の交付

第1節 政務活動費の額

第2条 毎年度分として交付する政務活動費の額は、議員1人につき45万円(以下「年度基準額」という。)とする。

第2節 政務活動費を充てることができる経費の範囲

第3条 政務活動費は、会派又は議員(会派に所属するものを除く。次項において同じ。)が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派又は議員としての前項の活動に要する経費として、別表に定めるものに充てることができるものとする。

3 第1項の活動に要するものであっても、政務活動費を次に掲げる経費に充ててはならない。

- (1) 交際費に相当する経費
- (2) 政党活動、選挙活動その他これらに類する活動に要する費用に相当する経費

第3節 会派に交付する政務活動費

(政務活動費の額の算定及び交付時期)

第4条 毎年度分として会派に対して交付する政務活動費の額は、年度基準額に当該会派に所属する議員の数を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定により算出した政務活動費は、当該年度の4月及び10月に、その2分の1に相当する額を、それぞれ交付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、政務活動費を交付する月及び政務活動費を交付する月ごとに交付すべき額を変更することができる。

(任期満了日の属する年度における政務活動費の額の算定及び交付時期)

第5条 議員の任期が満了する日（以下「任期満了日」という。）の属する年度（任期満了日が3月31日である場合を除く。）において会派に対して交付する政務活動費の額は、当該任期満了日の属する年度の4月1日から当該任期満了日までの期間について年度基準額を月割り及び日割りにより計算して得た額に当該会派に所属する議員の数を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定による日割りによる計算は、同項に規定する期間に1か月に満たない月が存する場合において当該月について行うものとし、当該日割りによる1日当たりの額は、当該1か月に満たない月の現日数を基礎として計算する。
- 3 第1項の規定により算出した政務活動費を交付する月及び当該交付する月に交付すべき額は、市長が定める。

(新たに結成した会派に交付する政務活動費の額の算定及び交付時期)

第6条 年度の中途において新たに結成された会派（以下この条において「新設会派」という。）に対し、当該新たに会派を結成した日（以下この条において「結成日」という。）の属する年度（以下この条において「結成年度」という。）に交付する政務活動費の額は、当該結成日から当該結成年度の3月31日（当該結成年度に任期満了日が属する場合は、当該任期満了日）までの期間について年度基準額を月割り及び日割りにより計算して得た額に当該新設会派に所属する議員の数を乗じて得た額とする。

- 2 結成日において新設会派に所属する議員のうち、政務活動費の交付を受けているもの（以下この項において「交付議員」という。）又は他の会派を脱退したもの（以下この項において「移籍議員」という。）がある場合において、当該新設会派に対し当該結成年度に交付する政務活動費の額は、次の各号に定める額を合計して得た額とする。
 - (1) 当該結成日から当該結成年度の3月31日（当該結成年度に任期満了日が属する場合は、当該任期満了日。次号及び第3号において同じ。）までの期間について年度基準額を月割り及び日割りにより計算して得た額に当該新設会派に所属する議員（交付議員及び移籍議員を除く。）の数を乗じて得た額
 - (2) 交付議員がある場合において、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日から当該結成年度の3月31日までの期間について年度基準額を月割り及び日割りにより計算して得た額に当該交付議員の数を乗じて得た額

ア 当該結成日が当該交付議員に関し第21条の規定により返還する政務活動費の額の算出について適用する同条第1項第1号又は第2号に規定する期間の末日（イにおいて「精算末日」という。）と同一であるとき。 当該結成日の翌日

イ 当該結成日が精算末日と異なるとき。 次のいずれか遅い日

(ア) 当該結成日

(イ) 当該精算末日の翌日

(3) 移籍議員がある場合において、当該結成日の翌日から当該結成年度の3月31日までの期間について年度基準額を月割り及び日割りにより計算して得た額に当該移籍議員の数を乗じて得た額

3 前条第2項の規定は、前2項の規定による日割りによる計算について、同条第3項の規定は前2項の規定により算出した政務活動費の交付について準用する。

(会派の合併に伴う措置)

第7条 2以上の会派が合併した場合において、当該合併後に存続することとなる会派（以下この項において「合併存続会派」という。）があるときは、当該合併存続会派に対し、当該合併の日の翌日から当該合併の日の属する年度の3月31日（当該年度に任期満了日が属する場合は、当該任期満了日）までの期間について年度基準額を月割り及び日割りにより計算して得た額に当該合併により当該合併存続会派に新たに所属することとなった議員の数を乗じて得た額の政務活動費を交付する。

2 2以上の会派の合併により新たに結成された会派（以下この項において「合併新設会派」という。）に対し、当該新たに会派を結成した日（以下この項において「合併日」という。）の属する年度（以下この項において「合併年度」という。）に交付する政務活動費の額は、当該合併日の翌日から当該合併年度の3月31日（当該合併年度に任期満了日が属する場合は、当該任期満了日）までの期間について年度基準額を月割り及び日割りにより計算して得た額に当該合併新設会派に所属する議員の数を乗じて得た額とする。

3 第5条第2項の規定は、前2項の規定による日割りによる計算について、同条第3項の規定は前2項の規定により算出した政務活動費の交付について準用する。

(所属議員の増加に伴う措置)

第8条 いずれの会派にも所属していない議員（当該年度において政務活動費の交付を受けていないものに限る。）の加入、繰上補充、補欠選挙若しくは増員選挙により当選人と定められた議員の加入又は他の会派を脱退した議員（当該脱退後、当該年度において政務活動費の交付を受けていないものに限る。）の加入（当該加入の日が当該脱退の日と同一である場合を除く。）によりその所属する議員の数が増加した会派に対しては、当該増加のあった日から当該増加のあった日の属する年度の3月31日（当該年度に任期満了日が属する場合は、当該任期満了日。次項及び第3項において同じ。）までの期間について年度基準額を月割り及び日割りにより計算して得た額に当該増加した議員の数を乗じて得た額の政務活動費を交付する。

2 他の会派を脱退した議員の加入（当該加入の日が当該脱退の日と同一である場合に限る。）により、その所属する議員の数が増加した会派に対しては、当該増加のあった

日の翌日から当該増加のあった日の属する年度の3月31日までの期間について年度基準額を月割り及び日割りにより計算して得た額に当該増加した議員の数を乗じて得た額の政務活動費を交付する。

- 3 当該年度において政務活動費の交付を受けている議員の加入により、その所属する議員の数が増加した会派に対しては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から当該増加のあった日の属する年度の3月31日までの期間について年度基準額を月割り及び日割りにより計算して得た額に当該加入した議員の数を乗じて得た額の政務活動費を交付する。

(1) 当該加入の日が第21条の規定により返還する政務活動費の額の算出について適用する同条第1項第1号又は第2号に規定する期間の末日（次号において「精算末日」という。）と同一であるとき。 当該加入の日の翌日

(2) 当該加入の日が精算末日と異なるとき。 次のいずれか遅い日

ア 当該加入の日

イ 当該精算末日の翌日

- 4 第5条第2項の規定は前3項の規定による日割りによる計算について、同条第3項の規定は前3項の規定により算出した政務活動費の交付について準用する。

第4節 議員に交付する政務活動費

(政務活動費の交付時期)

- 第9条** 議員に対する政務活動費は、当該年度の4月及び10月に、年度基準額の2分の1に相当する額を、それぞれ交付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、政務活動費を交付する月及び政務活動費を交付する月ごとに交付すべき額を変更することができる。

(改選期等における政務活動費の額及び交付時期)

- 第10条** 任期満了日の属する年度（任期満了日が3月31日である場合を除く。）において、議員に対して交付する政務活動費の額は、当該任期満了日の属する年度の4月1日から当該任期満了日までの期間について年度基準額を月割り及び日割りにより計算して得た額とする。

- 2 一般選挙により選挙された議員又は繰上補充、補欠選挙若しくは増員選挙により当選人と定められた議員に対し、当該議員の任期の初日の属する年度において交付する政務活動費の額は、第12条第1項の申請書を提出した日から当該年度の3月31日（当該年度に任期満了日が属する場合は、当該任期満了日）までの期間について年度基準額を月割り及び日割りにより計算して得た額とする。

- 3 第5条第2項の規定は前2項の規定による日割りによる計算について、同条第3項の規定は前2項の規定により算出した政務活動費の交付について準用する

(会派を脱退した議員に対する政務活動費の交付)

- 第11条** 年度の中途において会派を脱退し、いずれの会派にも所属しないとする議員に対し、当該脱退した日の属する年度において交付する政務活動費の額は、当該脱退した日の翌日から当該脱退した日の属する年度の3月31日（当該年度に任期満了日が属する場合は、当該任期満了日）までの期間について年度基準額を月割り及び日割

りにより計算して得た額とする。

- 2 第5条第2項の規定は前項の規定による日割りによる計算について、同条第3項の規定は前項の規定により算出した政務活動費の交付について準用する。

第5節 政務活動費の交付の手続等

(政務活動費の交付申請)

第12条 政務活動費の交付を受けようとする会派又は議員は、規則で定めるところにより、市長に対し、申請書を提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(政務活動費の交付決定)

第13条 市長は、前条第1項の規定による申請に基づき、当該会派又は議員に対して交付すべき政務活動費の額を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により政務活動費の額を決定したときは、当該会派又は議員に対し、その旨を通知するものとする。

(政務活動費の交付請求)

第14条 前条第2項の規定による通知を受けた会派又は議員は、当該通知に基づき政務活動費の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に対し、請求書を提出しなければならない。

(交付申請事項の変更等)

第15条 第13条第2項の規定による通知を受けた会派は、その所属する議員が次の各号のいずれかに該当することとなったとき、又は第12条の規定により提出した申請書及びこれに添付した書類に記載した事項（次項において「提出書類記載事項」という。）に変更があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、市長に対し、変更申請書を提出しなければならない。

- (1) 辞職し、又はその職を失ったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 会派から除名されたとき、又は会派を脱退したとき。

- 2 第13条第2項の規定による通知を受けた議員は、提出書類記載事項に変更があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、市長に対し、変更申請書を提出しなければならない。

- 3 前2条の規定は、前2項の規定による変更の申請があった場合について準用する。

第6節 収支報告書の提出等

第16条 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、地方自治法第100条第15項の規定により、当該交付を受けた政務活動費に係る収入及び支出に関する報告書を、当該政務活動費の交付を受けた年度が終了した後、速やかに、議長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書

- (2) 収支決算書
- (3) 領収書その他政務活動費の支出の根拠となる書類
- 3 議長は、第1項の報告書（前項の規定により添付された書類を含む。）の提出があったときは、当該報告書の写しを市長に送付しなければならない。
- 4 議員の任期が満了した場合又は米子市議会が解散した場合においては、政務活動費の交付を受けていた会派の代表者であった者又は議員であった者は、当該任期が満了した日又は当該解散の日の属する年度において交付を受けた政務活動費に係る収入及び支出に関する報告書を、当該任期が満了した日又は当該解散の日以後、速やかに、市長に提出しなければならない。
- 5 政務活動費の交付を受けている議員は、会派に所属することとなったときは、速やかに、議長に対し、当該会派に所属することとなった日の属する年度において交付を受けた政務活動費に係る収入及び支出に関する報告書を提出しなければならない。
- 6 政務活動費の交付を受けている議員が辞職し、又はその職を失ったときは、当該議員であった者は、速やかに、議長に対し、当該辞職し又はその職を失った日の属する年度において交付を受けた政務活動費に係る収入及び支出に関する報告書を提出しなければならない。
- 7 第2項の規定は、前3項の規定により報告書を提出する場合について準用する。
- 8 第3項の規定は、第5項又は第6項の規定により報告書の提出があった場合について準用する。

第7節 交付決定の取消し

第17条 市長は、政務活動費の交付を受けている会派若しくは議員又は政務活動費の交付を受けていた会派若しくは議員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により政務活動費の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 第3条の規定に違反して政務活動費を支出したとき。

第3章 政務活動費の返還

第18条 市長は、第16条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による報告書の写しの送付又は議員の任期の満了に伴い同条第4項の規定による報告書の提出があった場合において、当該会派又は議員若しくは議員であった者が当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派又は議員若しくは議員であった者の当該年度における政務活動費による支出の総額を控除して残余があるときは、当該会派若しくは議員又は会派の代表者であった者若しくは議員であった者に対し、当該残余の額に相当する額の返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、米子市議会の解散に伴い第16条第4項の規定による報告書の提出があったときは、当該会派の代表者であった者又は議員であった者に対し、当該会派又は議員であった者が当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派又は議員であった者の当該年度における政務活動費による支出の総額を控除した残額に相当する額（当該残額に相当する額が、次の各号に掲げる期間のいずれか短い期間について年度基準額を月割り及び日割りにより計算して得た額（会派の場合にあっては、当

該計算して得た額に当該解散の時に所属していた議員の数を乗じて得た額。以下「最低返還額」という。)に満たないときは、当該最低返還額に相当する額)の返還を命ずるものとする。

(1) 当該解散の日の翌日から当該解散の日の直後に到来する当該解散の日の属する年度の交付月(第4条第2項若しくは第9条に規定する政務活動費を交付する月(同項ただし書若しくは同条ただし書の規定による変更があったときは、当該変更後の月)又は第5条第3項(第6条第3項、第7条第3項、第8条第4項、第10条第3項及び第11項第2項において準用する場合を含む。)の規定により市長が定めた月をいう。以下同じ。)の初日の前日までの期間

(2) 当該解散の日の翌日から当該解散の日の属する年度の3月31日(当該年度に任期満了日が属する場合は、当該任期満了日)までの期間

3 第5条第2項の規定は、前項の規定による日割りによる計算について準用する。

4 市長は、前条の規定により政務活動費の交付の決定を取り消した場合においては、当該会派又は議員が政務活動費の全部又は一部の交付を受けていないときにあっては当該政務活動費の全部又は一部の交付を行わないものとし、当該会派又は議員若しくは議員であった者が政務活動費の全部又は一部の交付を受けているときにあっては当該会派若しくは議員又は会派の代表者であった者若しくは議員であった者に対し、当該交付を受けた政務活動費の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(所属議員の辞職等に伴う措置)

第19条 第15条第1項各号に掲げる事由により同項の変更申請書を提出した会派は、次の各号に掲げる期間のいずれか短い期間について年度基準額を月割り及び日割りにより計算して得た額に当該事由に該当する議員の数を乗じて得た額を返還しなければならない。

(1) 当該変更の事由が生じた日(以下この項において「原因日」という。)の翌日から当該原因日の直後に到来する当該原因日の属する年度の交付月の初日の前日までの期間

(2) 当該原因日の翌日から当該原因日の属する年度の3月31日(当該年度に任期満了日が属する場合は、当該任期満了日)までの期間

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による日割りによる計算について準用する。

(会派の解散に伴う措置)

第20条 政務活動費の交付を受けている会派は、解散(議員の任期の満了又は米子市議会の解散に伴うものを除く。以下この条において同じ。)をしたときは、速やかに、議長に対し、当該解散の日の属する年度において交付を受けた政務活動費に係る収入及び支出に関する報告書を提出しなければならない。

2 第16条第2項の規定は、前項の規定により報告書を提出する場合について準用する。

3 第16条第3項の規定は、第1項の規定により報告書の提出があった場合について準用する。

4 第17条及び第18条第4項の規定は、第1項の報告書を提出した会派についても

適用する。この場合において、第18条第4項中「前条」とあるのは「第20条第4項において準用する前条」と、「当該会派又は議員が政務活動費の全部又は一部の交付を受けていないときあつては当該政務活動費の全部又は一部の交付を行わないものとし、当該会派又は議員若しくは議員であつた者が政務活動費の全部又は一部の交付を受けているときあつては当該会派若しくは議員又は会派の代表者であつた者若しくは議員であつた者」とあるのは「当該交付の決定を取り消された会派の代表者であつた者」とする。

- 5 第18条第2項及び第3項の規定は、第3項において準用する第16条第3項の規定により第1項の報告書（第2項において準用する第16条第2項の規定により添付された書類を含む。）の写しの送付があつた場合について準用する。この場合において、第18条第2項中「米子市議会の解散に伴い第16条第4項の規定による報告書の提出」とあるのは「第20条第3項において準用する第16条第3項の規定により第20条第1項の報告書（同条第2項において準用する第16条第2項の規定により添付された書類を含む。）の写しの送付」と、「会派の代表者であつた者又は議員であつた者」とあるのは「報告書を提出した会派の代表者であつた者」と、「会派又は議員であつた者」とあるのは「会派」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第20条第5項において準用する第18条第2項」と読み替えるものとする。
- 6 政務活動費の交付を受けている会派に所属する議員の全てが第15条第1項第1号の規定に該当することとなつたときは、当該会派は、これにより解散をしたものとし、当該会派について、前各項の規定を適用する。
- 7 政務活動費の交付を受けている会派に所属する議員の全てが第15条第1項第2号の規定に該当することとなつたときは、当該会派は、これにより解散をしたものとする。
- 8 前項の場合における当該会派に交付された政務活動費の返還に関し必要な事項は、市長が定める。

（議員の会派への所属に伴う措置）

第21条 第16条第5項の報告書を提出した議員は、次の各号に掲げる期間のいずれか短い期間について年度基準額を月割り及び日割りにより計算して得た額を返還しなければならない。

- (1) 当該会派に所属することとなつた日（以下この項において「所属日」という。）の翌日から当該所属日の直後に到来する当該所属日の属する年度の交付月の初日の前日までの期間
- (2) 当該所属日の翌日から当該所属日の属する年度の3月31日（当該年度に任期満了日が属する場合は、当該任期満了日）までの期間

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による日割りによる計算について準用する。

（議員の辞職等に伴う措置）

第22条 第16条第6項の報告書を提出した者は、次の各号に掲げる期間のいずれか短い期間について年度基準額を月割り及び日割りにより計算して得た額を返還しなければならない。

- (1) 当該辞職し、又はその職を失った日（以下この項において「原因日」という。）の翌日から当該原因日の直後に到来する当該原因日の属する年度の交付月の初日の前日までの期間
 - (2) 当該原因日の翌日から当該原因日の属する年度の3月31日（当該年度に任期満了日が属する場合は、当該任期満了日）までの期間
- 2 第5条第2項の規定は、前項の規定による日割りによる計算について準用する。
 - 3 政務活動費の交付を受けている議員が死亡した場合における当該議員であった者に交付された政務活動費の返還に関し必要な事項は、市長が定める。

第4章 透明性の確保

- 第23条** 議長は、第16条第1項、第5項若しくは第6項又は第20条第1項（同条第6項の規定により適用する場合を含む。）の規定により提出された報告書（第16条第2項（同条第7項及び第20条第2項（同条第6項の規定により適用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により添付された書類を含む。次項において同じ。）について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その用途の透明性の確保に努めるものとする。
- 2 議長は、前項の規定により提出された報告書について、議長が定める方法により公表するものとする。この場合において、当該報告書に米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、同条例第8条の規定の例によるものとする。
 - 3 前項の規定による公表は、当該公表に係る報告書による報告の対象となる政務活動費の交付があった年度の翌年度の7月1日までに行い、当該政務活動費の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年度間行うものとする。
 - 4 前2項の規定は、第16条第4項の規定により政務活動費に係る収入及び支出に関する報告書（同条第7項において準用する同条第2項の規定により添付された書類を含む。）が市長に提出された場合について準用する。この場合において、第2項中「議長」とあるのは「市長」と、前項中「による報告の対象となる政務活動費の交付があった年度の翌年度の7月1日」とあるのは「の提出のあった日から起算して3か月を経過する日」と、「政務活動費の交付を受けた」とあるのは「報告書による報告の対象となる政務活動費の交付があった」と読み替えるものとする。
 - 5 何人も、第2項の規定により公表された報告書の写しの交付又は送付については議長に対し、第4項において準用する第2項の規定により公表された報告書の写し又は送付については市長に対し、それぞれ求めることができる。この場合においては、米子市情報公開条例に基づく公文書（同条例第2条第2号に規定する公文書をいう。）の写しの交付又は送付の例により、必要な費用を負担しなければならない。

第5章 雑則

（米子市行政手続条例の適用除外）

- 第24条** この条例の規定による処分については、米子市行政手続条例（平成17年米子市条例第25号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

（委任）

第25条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月29日条例第22号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月22日条例第33号）

この条例は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日条例第38号）

この条例中第1条の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年政令第27号により平成25年3月1日）から、第2条の規定は平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日条例第13号）

この条例は、米子市議会基本条例（平成26年米子市条例第10号）の施行の日（平成26年7月1日）から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の米子市議会政務活動費の交付に関する条例第23条第2項及び第3項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の規定は、平成28年度以後の年度において交付された政務活動費に係る同条第1項及び第4項に規定する報告書について適用する。

（米子市議会基本条例の一部改正）

3 米子市議会基本条例（平成26年米子市条例第10号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（米子市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

4 米子市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成26年米子市条例第13号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表（第3条関係）

項目	内 容
調査研究費	市の事務、地方行財政等に関する調査研究（現地調査及び行政視察を含む。）を行うために必要な経費
研 修 費	(1) 研修会を開催するために必要な経費 (2) 団体等が開催する研修会に参加するために必要な経費
広 報 費	その活動について市民に報告するために必要な経費
広 聴 費	(1) その活動及び市政に対する市民からの要望及び意見を聴取するための活動を行うために必要な経費 (2) 市民相談等の活動を行うために必要な経費
要請・陳情活動費	要請活動又は陳情活動を行うために必要な経費
会 議 費	(1) 会議（研修会を除く。）を開催するために必要な経費 (2) 団体等が開催する意見交換会等の各種会議に参加するために必要な経費
資料作成費	必要な資料を作成するために必要な経費
資料購入費	図書、資料等を購入するために必要な経費
人 件 費	その活動を補助する職員を雇用するために必要な経費